

## 企業倫理・コンプライアンスに関する行動指針

この企業倫理・コンプライアンスに関する行動指針は、マネックスグループ株式会社（以下「当社」という）及びその子会社（以下、当社と併せて「当社グループ」という）が事業活動を展開していくにあたり、法令等を遵守し、社会倫理に従って行動するという観点から、当社グループの取締役、執行役、オフィサー、執行役員及び従業員（名称の如何に関わらず当社グループの業務に従事する者の全てを含む。以下総称して「役職員」という）の具体的な行動指針を定めるものである。

### （法令の遵守等）

役職員は、業務の遂行にあたり、事業を展開する関係各国・地域で適用される法令や金融商品取引所等の自主規制機関の諸規則につき、これらの趣旨及び内容の理解に努め、遵守しなければならない。また、外国の法令に関しては、その域外適用にも留意しなければならない。

また、役職員ひとりひとりが生活する地域社会において、よき市民として法令規則を遵守しなければならない。

役職員は、様々な事案を判断・実行するにあたっては、社会公共の利益を常に念頭に置き、高い倫理観をもって適切に行わなくてはならない。

### （コンプライアンス体制の整備）

役職員は、常により次元の高いコンプライアンスを目指し、その体制整備に努めなければならない。

### （不当な差別の禁止）

役職員は、性別・性的指向・性自認・年齢・健康状態・信条・宗教・人種・国籍等に基づく不当な差別を一切行ってはならない。また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の職務上の地位を濫用した不当な行為の防止に努めなければならない。

### （秘密の保持等）

役職員は、業務上知り得た顧客及び取引先に関する情報、並びに役職員に関する情報等を、本来の目的以外に使用してはならず、また、秘密ないし未公表のかかる情報を外部に漏洩してはならない。

(会社財産)

役職員は、会社財産の適切な利用及び保持に努めなければならない、いやしくもこれを自ら又は第三者のために使用してはならない。

(適切な財務・会計処理)

役職員は、財務・会計処理を適切に行わなければならない。

(贈賄及び過剰な接待等の禁止)

役職員は、直接又は間接を問わず、公務員又は公務員に準ずる者に対して賄賂を供与、申し込み又は約束してはならず、取引先等と不適切な関係を有してはならない。また、役職員は、社会通念上許容されるべき穏当なものを除き、社外の者との間において接待その他の利益の供与及び受領を行ってはならない。

(反社会的勢力との関係遮断)

役職員は、暴力団その他の反社会的勢力と一切関係を持つてはならない。

(違反)

この企業倫理・コンプライアンスに関する行動指針に違反するなど、コンプライアンスに反する行為を行った役職員は、就業規則その他の雇用関係を規律する規則にしたがい懲戒処分その他の処分の対象になるのみならず、法令に抵触する場合には法的責任を追究されることがあることを認識しなければならない。

(報告と情報開示・不利益取扱の禁止)

役職員は、コンプライアンスに反する、又はそのおそれがある事態・状況を認知した場合には、コンプライアンス担当部門、代表執行役又は当社グループの各社が設置する内部相談・通報窓口速やかに連絡・報告しなければならない。これらの連絡・報告がなされた場合には、当社グループの各社は、外部法律専門家の意見等も踏まえて、株主等に対する情報開示を含め、適時適切に対応しなければならない。また、役職員は、こうした連絡・報告を行った者に対して、当該連絡・報告を行ったことを理由として不利益な取扱をしてはならない。

以上

(2020年5月24日 改訂)